

荒川地区の申告相談会を開催します

- ◆会場：荒川支所 2階 会議室
- ◆時間：午前9時～11時
(混雑状況により変更あり)
午後1時～4時

※整理番号札は、申告日の午前8時20分より、会場（2階会議室）入り口に設置いたします。
なお、午前中の混雑状況により、午前の受付時間内に入場された方であっても、午後から受付させていただきます場合がありますのでご了承下さい。

集落指定日が複数ある場合は、ご都合の良い日にお出でください。
ご都合により、指定日に申告できない人は、期間中のご都合のよい日にお越しください。

月 日	午 前	午 後
2月16日(木)	花立	貝附
2月17日(金)	荒島 (1組～6組)	荒島 (7組以降)
2月20日(月)	梨木	春木山
2月21日(火)	上鍛冶屋 下鍛冶屋 (5組まで)	下鍛冶屋 (6組以降)
2月22日(水)	坂町 (1組～13組)	坂町 (14組以降)
2月23日(木)	切田 野口	坂町駅前 藤沢
2月24日(金)	十文字 坂町住宅	山口 羽ヶ榎
2月27日(月)	田島 荒川松山 堤下団地	中野 長政 前坪団地
2月28日(火)	佐々木 (1組～6組)	佐々木 (7組以降)

月 日	午 前	午 後
3月1日(水)	名割	中倉 新
3月2日(木)	鳥屋 荒屋	金屋 (上組)
3月3日(金)	金屋 (中組、馬場1組)	金屋 (下組、馬場2組以降)
3月6日(月)	大津 (1組～8組)	大津 (9組以降)
3月7日(火)	海老江 (1組～5組)	海老江 (6組以降)
3月8日(水)	坂町駅前 藤沢 中野	山口 佐々木
3月9日(木)	貝附、花立 荒島、春木山	上、下鍛冶屋 梨木、切田 十文字
3月10日(金)	坂町	野口 大津
3月13日(月)	金屋	羽ヶ榎 荒川松山
3月14日(火)	名割 海老江	鳥屋、中倉 長政
3月15日(水)	坂町住宅 田島	荒屋、両新 前坪団地 堤下団地

○荒川支所事前申告のご案内

2月13日～15日に、荒川支所 2階会議室にて事前申告を行います。
(受付時間：午前9時～11時 午後1時～4時)

対象者は荒川地区にお住まいで、市・県民税申告書のみの人または年金収入、給与収入のみで還付申告の人となります。営業所得・農業所得・不動産所得がある人は2月16日以降となります。

■問い合わせ 荒川支所地域振興課市民生活室(税務担当) ☎62-3103

市役所(本庁)の申告受付

期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日を除く

※市役所本庁では左の期間中、随時申告相談受付を行っています

- ◆市・県民税の申告 市役所本庁 4階大会議室
午前9時～11時30分 午後1時～4時

市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして市・県民税の申告書を作成できます。
作成した申告書は、印刷して郵送または市役所本庁・各支所地域振興課市民生活室税務担当窓口へ提出してください。

※市では、青色申告、分離申告(土地や家屋の譲渡、株式の売買、山林の譲渡)、住宅ローン控除(初めて住宅ローン控除を受ける人)の人の申告は受け付けできませんので、税務署で申告してください。

※2月6日～2月15日(土・日を除く)までの間、本庁では、4階大会議室で市・県民税申告書と所得税還付申告書を受け付けています。(時間は、午前9時～11時30分 午後1時～4時。地区指定はありません)

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111 (内線221、222)